2012年(平成24年)1月23日 月曜日 朝日新聞 (夕刊) 1892年3月11日第3種郵便物認可

東電の火力発電 分社化案

支援機構 資金確保へ検討

政府の原子力損害賠償支援機構が、東京電力の火力発電部門の分社化を検討していることが23日明らかになった。福島第一原発の巨額の廃炉費用などを抱える東電本体が、原発事故前と同様に有利な条件で設備投資資金を集めることは難しいため、分社化して外部から資金を集めやすくする狙いだ。

東電側は反発

政府は、東電が債務超過に陥ることを避けるため、機構を通じて1兆円規模の公的資本を注入する「実質国有化」を目指し、機構は3月に東電とともにつくる「総合特別事業計画」の柱とする方針だ。分社化は資本注入後の経営形態案の一つだが、東電は反対しており、今後、機構は東電との調整を本格化させる。

東電は15カ所の火力発電所を持つ。発電能力は約3800万キロワットで、全体の発電能力の6割を占める。福島第一原発事故後の原発停止や「減原発」の流れのなかで、火力発電の依存度は今後、高まるとみられている。

最新の火力発電所を建設するには、1カ所あたり数千億円規模の資金が必要とされる。東電はこれまで、社債の発行で平均すると年に4千億~5千億円ほどを低利で調達してきた。だが、原発事故の賠償や廃炉費用に数兆円規模の費用が必要になり、財務状況は悪化。社債発行を通じた外部資金の確保は難しい状況だ。

そこで機構は、火力発電部門の分社化を検討。分社化した「火力発電事業会社」は発行株式の大半を東電が取得して東電の子会社となるが、出資の一部を外部から募り、設備投資などにあてることを想定。社債発行などを通じた資金調達も期待できる。発電所の運営を出資する他社と共同で行ったり、分社化を火力発電部門全体でなく、発電所単位で実施することなども検討されている。原発事故の賠償や廃炉費用などの負担は、従来通り東電本体が手がける。

一連の分社化案について東電は、現在の組織の解体につながりかねないとして反対。発電施設は社債を持つ金融機関などが担保に押さえており、調整が難航して、3月の総合特別事業計画策定時点までに確定しない可能性もある。一方、分社化案とは別に、老朽化した特定の火力発電設備を新しいものに入れ替える際に個別に特別目的会社(SPC)をつくって、建設資金を外部から募ることも検討している。こちらは、東電も前向きという。

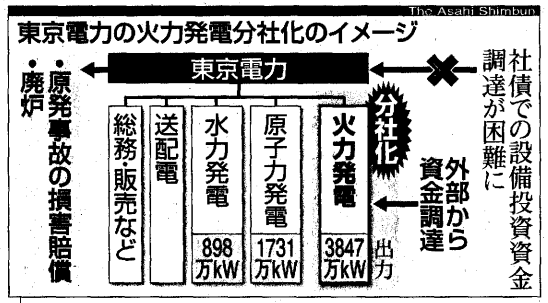

火力発電設備は優良資産

東電は現在、川崎火力発電所(川崎市)で発電機2基、五井火力発電所(千葉県市原市)で3基を増設する計画がある。だが、数兆円規模と言われる福島第一原発事故の損害賠償や原発の廃炉費用の負担を抱え、自前での資金調達は難しい。そこで、「優良資産」の発電設備を持つ火力発電部門の分社化を通じて、資金調達を目指す。火力発電設備の出力は約3800万キロワットで、全体の6割を占め、設備の資産価格は約9500億円に上る。